平成２３年（再イ）第１１４号
北九州市八幡西区陣原３丁目25番13―608号
再生債務者　澄川　浩明
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月２日まで
平成24年１月12日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第３０号
山口市緑ヶ丘６番１号
再生債務者　吉冨　茂喜
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月８日まで
平成24年１月11日　山口地方裁判所

平成２３年（再イ）第８２号
広島県東広島市西条町寺家573番地97
再生債務者　河崎　健一
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月９日まで
平成24年１月12日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２０号
香川県高松市福岡町２丁目26番８号　湧泉荘205号室
再生債務者　弓田　映子（旧姓石川）
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月９日まで
平成24年１月12日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再イ）第３６号
高知県香南市野市町東野244番地20
再生債務者　上原　栄子
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月９日まで
平成24年１月12日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１２号
熊本県玉名郡長洲町清源寺2444番地１
再生債務者　橋本　栄子
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月13日まで
平成24年１月12日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（再イ）第３０号
青森県八戸市大字白銀町字新九郎蒔目21番地
再生債務者　城田　敏行
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月16日まで
平成24年１月12日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２３年（再イ）第３１号
青森県八戸市内丸２丁目１番44号　レオパレス内丸306号室
再生債務者　黒川　準矢
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月16日まで
平成24年１月12日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画変更

平成２１年（再イ）第１１号
愛知県安城市三河安城東町２丁目１番地12　ライオンズプラザ三河安城407
再生債務者　宮部　隆正
1　主文　本件平成23年12月13日付け変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件平成23年12月13日付け変更計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第１９号
松江市八束町遅江1038番地１
再生債務者　福島　壽文
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項１号に定める事由がある。
平成24年１月11日　松江地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第１７号
愛媛県西条市明屋敷738番地
再生債務者　秋月　忠博
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年11月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月12日　松山地方裁判所西条支部

平成１９年（再イ）第７７号
千葉県浦安市富士見１丁目５番９号　ドルチェ富士見102
再生債務者　畑　岳史
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年１月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月11日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再イ）第６５号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井４丁目４番149
再生債務者　遠藤　和美
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年10月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月12日　千葉地方裁判所佐倉支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第６号
松江市八雲町平原352番地３
再生債務者　石原　俊子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月８日から平成24年２月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１４号
仙台市宮城野区白鳥１丁目28番30―405号
再生債務者　佐藤　潤治
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月22日から平成24年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第１１号
沖縄県糸満市字糸満1107番地
再生債務者　山入端刀己
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月22日から平成24年２月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再ロ）第１４号
高知市みづき２丁目1619番地
再生債務者　曽我　陸男
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月16日から平成24年３月１日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係